

## 1.1 移動等円滑化経路（政令第19条、第26条、条例第24条関係）

政 令	条 例
第十九条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める経路のうち一以上（第四号に掲げる場合にあつては、その全て）を、高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下この条及び第二十六条第一項において「移動等円滑化経路」という。）にしなければならない。	第二十四条 （略）
一 建築物に、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室（以下「利用居室」という。）を設ける場合 道又は公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から当該利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあつては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路（以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。）を含み、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合にあつては当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分を除く。）	2 建築物（条例対象小規模特別特定建築物を除く。）に、地上階又はその直上階若しくは直下階のみに利用居室を設ける場合には、道等から当該利用居室までの経路（当該地上階とその直上階又は直下階との間の上下の移動に係る部分に限る。）のうち一以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。
二 建築物又はその敷地に車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。以下同じ。）を設ける場合 利用居室（当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道等。次号において同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）	
三 建築物又はその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路（当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）	
四 建築物が公共用歩廊である場合 その一方の側の道等から当該公共用歩廊を通過し、その他方の側の道等までの経路（当該公共用	

<p>歩廊又はその敷地にある部分に限る。)</p>	<p>3 前項に規定する経路のうち令第十九条第一項の規定により移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となるものについては、当該移動等円滑化経路にする経路の全部又は一部となる部分について、前項の規定は、適用しない。</p>
<p>第二十六条 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路については、第十九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「次の各号に」とあるのは「第一号又は第四号に」と、同項第一号中「経路(当該利用居室が第十五条の劇場等の客席である場合にあつては当該客席の出入口と車椅子使用者用部分との間の経路(以下この項及び第二十三条において「車椅子使用者用経路」という。)を含み、」とあるのは「経路(」と、同条第二項第三号中「第十一条の規定によるほか、」とあるのは「第十一条各号及び」と、同号イ及び第七号イ中「百二十センチメートル」とあり、同項第四号イ中「階段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、階段に併設するものにあつては九十センチメートル」とあり、並びに同項第七号ニ(1)中「段に代わるものにあつては百二十センチメートル以上、段に併設するものにあつては九十センチメートル」とあるのは「九十センチメートル」と、同項第四号中「第十三条の規定によるほか、」とあるのは「第十三条各号及び」と、同項第七号中「第十七条の規定によるほか、」とあるのは「第十七条各号及び」と読み替えるものとする。</p>	<p>4 条例対象小規模特別特定建築物の移動等円滑化経路は、令第二十六条第一項(同条第三項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定にかかわらず、令第十九条(第二項第五号チを除く。)に定める基準に適合するものでなければならない。</p>

〔用語解説〕

利 用 居 室：不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室（条例で追加した特定建築物においては、多数の者が利用する居室）

移動等円滑化経路：高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路

【参考】利用居室の例

- ・ホテル、旅館の客室

車椅子使用者用客室以外の客室：利用居室でない

車椅子使用者用客室：利用居室である（主として高齢者、障がい者等が利用する居室のため）

- ・共同住宅、寄宿舍

各住戸・寝室：利用居室でない（ただし、住戸等までの経路を条例第 27 条において定義し、バリアフリー化を求めている。）

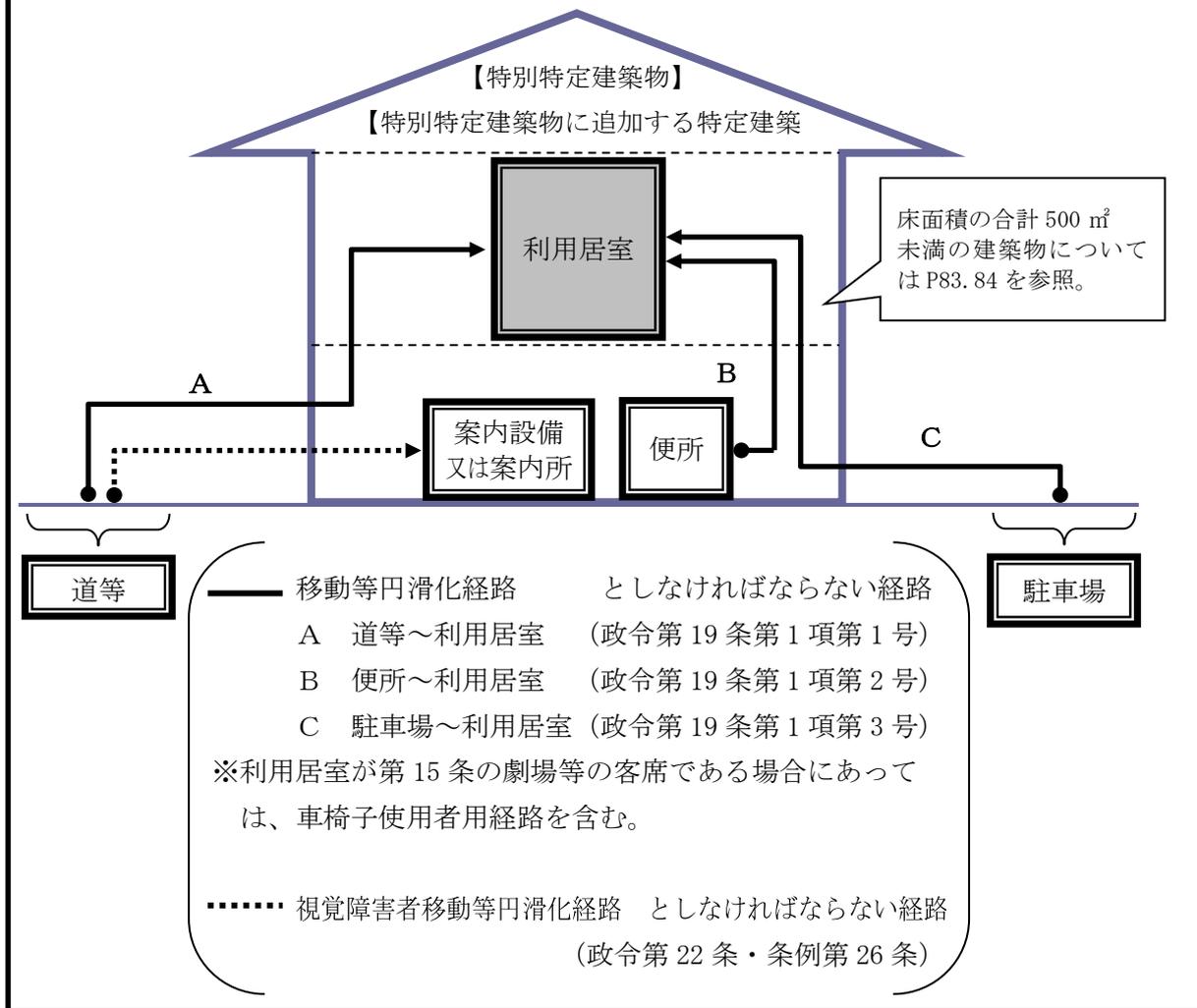
共用部分の集会場・食事室：利用居室である（多数が利用する居室のため）

※共同住宅・寄宿舍の各住戸および寝室（以下、「住戸等」という。）は利用居室ではないが、条例第 27 条において、道等・便所・駐車場から住戸等への経路への基準適合を求めている。（P117 参照）

〔解説〕

- 「特別特定建築物」及び「条例で追加する特定建築物」の各利用居室（利用居室が第15条の劇場等の客席である場合にあつては、車椅子使用者用経路を含む。）に至る経路のうち、1以上（公共用歩廊の場合は全て）を高齢者、障がい者等が円滑に利用できる経路（移動等円滑化経路）とするために、政令第19条において、移動等円滑化経路上に存在する出入口、廊下等、傾斜路、エレベーター等及び敷地内の通路について規定している。
  - 政令第19条第1項及び条例第24条第2項では、図2にあるAからCの経路のうち、それぞれ1以上を移動等円滑化経路にしなければならないと規定しており、特に、基準適合義務の対象となる建築物のうち、階と階の間の上下移動が伴うものについては、傾斜路又はエレベーターその他の昇降機（以下、「エレベーター等」という。）の設置が必要となる\*。
  - ※ 政令第19条第1項第1号で「垂直移動が1層分までは、エレベーター等の設置の義務はない」という趣旨の規定がなされているが、条例第24条第2項において、設置義務のない1層分の垂直移動に関してもエレベーター等の設置を求めている。（床面積の合計が500㎡以上のものに限る）
  - また、条例第24条第3項は、条例で上記の規定（条例第24条第2項）を追加したことにより、政令で移動等円滑化経路を求めている経路と重複するのを避けるための規定である。
  - 条例第24条第4項では、床面積の合計が500㎡未満の建築物について、政令第19条に定める基準への適合を求めている。これにより、廊下幅等は120cmの幅が必要になり、移動等円滑化経路は「道等から各利用居室（上下の移動が1層の場合は除く）」だけでなく「利用居室から車椅子使用者用便房」、「車椅子使用者用駐車施設から利用居室」までも必要となる。
  - なお、条例上、エレベーター等の設置が不要の場合であっても、車椅子使用者用便房を地上階に設置すること、上下階を移動するためのエレベーターを設置することなど、利用居室や便房の配置計画の工夫等により、誰もが使いやすい施設整備を進めることが重要である。
- 〔参考：大阪府福祉のまちづくり条例ガイドライン〔21〕小規模店舗における設計ガイドライン等を参照すること〕

【図2：移動等円滑化経路・視覚障害者移動等円滑化経路のイメージ】(再掲)



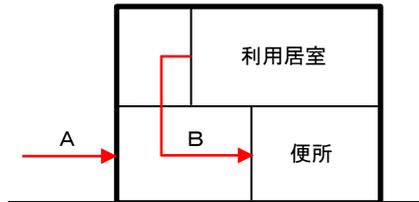
【500㎡未満かつ上下の移動が1層の場合の移動等円滑化経路のイメージ】



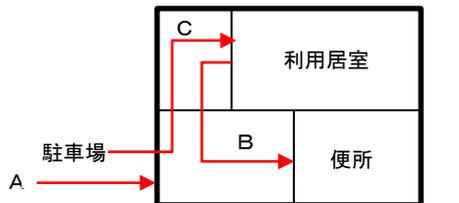
移動等円滑化経路としなければならない経路

- A 道等～各利用居室（上下の移動が1層の場合は除く）（政令第19条第1号）
- B 利用居室～便所（第19条第2号）
- C 駐車場～利用居室（第19条第3号）

1. 利用居室が2階にあり、車椅子使用者用便房が1階にある場合 エレベーター等の設置 必要



2. 利用居室が2階にあり、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車場が1階にある場合  
エレベーター等の設置 必要



3. 利用居室が1階と2階にあり、車椅子使用者用便房が1階にある場合 エレベーター等の設置 任意

※バリアフリー法及び条例上の建物用途で同用途の場合

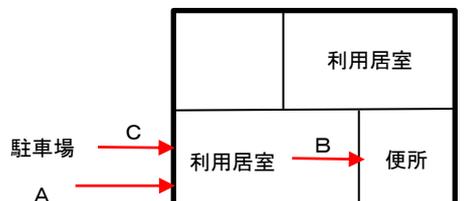
※2階部分の移動等円滑化経路は必要。（出入口の幅員80cm以上、廊下幅員120cm以上等の基準がかかる）



4. 利用居室が1階と2階にあり、車椅子使用者用便房及び車椅子使用者用駐車場が1階にある場合  
エレベーター等の設置 任意

※バリアフリー法及び条例上の建物用途で同用途の場合

※2階部分の移動等円滑化経路は必要。（出入口の幅員80cm以上、廊下幅員120cm以上等の基準がかかる）

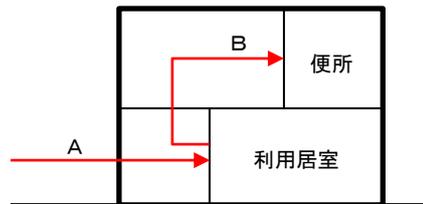


5. 利用居室と車椅子使用者用便房が1階と2階にある場合 エレベーター等の設置 任意

※2階部分の移動等円滑化経路は必要。(出入口の幅員80cm以上、廊下幅員120cm以上等の基準がかかる)



6. 利用居室が1階、車椅子使用者用便房が2階にある場合 エレベーター等の設置 必要



7. 利用居室が1階、車椅子使用者用駐車場が2階にある場合 エレベーター等の設置 必要

